

Community Welfare Total Care Promotion Project

トータルケアNEWS

38 2009.9.20

発行 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5
TEL 018-864-2711 FAX 018-864-2701
URL <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>
E-mail chiiki@akitakenshakyō.or.jp

CONTENTS

【特集】

八郎潟町における地域ケア体制の
推進について・・・1～4

【特集】八郎潟町における地域ケア体制の推進について

秋田県社会福祉協議会地域福祉部主幹 門脇琢也

秋田県では、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を続けることができるようにするために、今後、地域におけるケア体制を整備することが重要という認識のもと、高齢者の安心を第一に、医療、介護、福祉等のサービスの提供体制や連携体制の構築、住まいの確保等に関する基本的な考え方とともに、療養病床の再編成に係る計画や支援策を示した「秋田県地域ケア体制整備構想」を平成20年3月に策定した。

さらに、平成21年6月には、地域ケア体制を構築するための関係機関の具体的な連携を示した「地域ケア体制構築のための連携ハンドブック」を策定し、各市町村における地域ケア体制整備に向けた具体的役割を示した。

八郎潟町でもこれを受け、行政、地域包括支援センター（以下、「包括」という）社会福祉協議会（以下、「社協」という）が連携をとりながら、地域ケア体制をどう構築していくかの検討を行っている。

9月2日（水）の午後1時から行われた会議には、町民福祉課職員、地域包



行政、地域包括、社協による打合せの様子

括支援センター職員、社協職員、日本地域福祉研究所事務局長 小野敏明氏（田園調布学園大学教授）らが出席し、今後の方向性などについて話し合いを行った。

行政としては、社協で進めている地域福祉トータルケア推進事業（以下、「トータルケア」という）と歩調を合わせ進めていくことを前提としていることから、行政サイドとしても社協の役割や活動の理解をする上でも大事な打ち合わせとなっている。

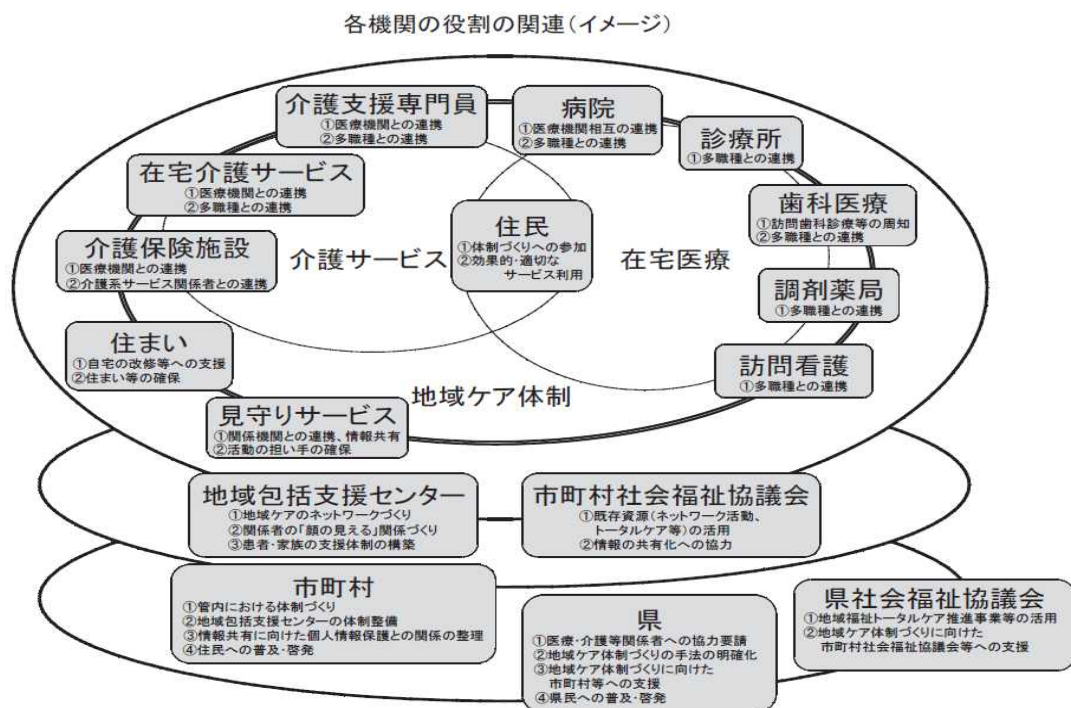
2日の会議では、行政サイドから「トータルケアの取り組みを通して介護予防活動が進んでいることから、それを拠点に地域ケアを考えていきたい」、「社協と行政の協力で新規に見守りサービスを立ち上げたい」という話が出された。

小野氏からは、「高齢者だけでなく障害者も含めた地域包括支援センターの方向性を検討してみてはどうか」というアドバイスをいただいた。

社協としても「座談会を通して支え合いの必要性を行政と協働で訴えていきたい」とし、今後も連携を取りながら地域ケア体制の整備を進めていくことで合意するとともに、今後も担当者レベルで打ち合わせを行うことにしている。

「地域ケア体制構築のための連携ハンドブック」

平成 21 年 6 月：秋田県健康福祉部より抜粋



(2) 市町村

① 管内における体制づくり

- 取組例**・ 庁内検討会議により、市町村として、共通認識の基に、地域ケアの推進について合意を形成する。
- ・ 医療、介護、福祉等に関する地域ケア関係団体・機関等の代表者等による「地域ケア会議(仮称)」を開催し、地域ケア推進に向け、管内関係者の連携や目標等に関する合意を形成する。

② 地域包括支援センターの体制整備

- 取組例**・ 地域ケア体制構築を進めるうえで地域包括支援センターが役割を果たせるよう、市町村の責任で人員を増員する等の体制整備を進める。

③ 情報共有に向けた個人情報保護との関係の整理

- 取組例**・ 厚生労働省が作成したガイドライン^{*}等を参考に、地域ケアの推進に支障がないように、各市町村の個人情報保護条例の解釈・運用を明確にする。
- ※ 福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
 - 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
 - ・ その内容について、住民、地域ケアの関係者に誤解のないように周知する。

④ 住民への普及・啓発

- 取組例**・ 住民に分かりやすいように地域ケアに関する啓発を行う。
- 特に、連携したサービスを提供するために関係者間で個人情報が共有されることについても、住民の理解を得られるよう、啓発を行う。
- ・ 市町村社会福祉協議会と協力し、見守りサービス等への住民の参加を呼びかける。

(3) 地域包括支援センター

① 地域ケアのネットワークづくり

- 取組例**・ 設置主体である市町村に対し、業務量に見合った専門職員配置を要請する。
- ・ 既存の在宅介護支援センターをサブセンター等として位置づけ、連携・活用を図る。
 - ・ 医療、介護、見守り等の関係者が有する情報を収集し、一元的に管理するとともに、必要な更新を行い、関係者に提供する。

② 関係者の「顔の見える」関係づくり

- 取組例**・ 多職種間での連携を円滑に進めるために、「地域ケア会議(仮称)」を開催し、日頃から「顔の見える」関係を作る。
- ・ 関係づくりのため、関係者が集う研修会等を開催する。

③ 患者・家族の支援体制の構築

- 取組例**・ 病院の地域連携部門、ケアマネージャー等と連携し、急性期病院を退院する患者についての情報センターとなる。

(2) 市町村社会福祉協議会

① 既存資源（ネットワーク活動、地域福祉トータルケア推進事業等）の活用

- 取組例** ・ 民生委員、ボランティア・NPO等の協力により実施している既存のネットワーク活動を活用し、地域住民の参画による地域福祉を推進する。
- ・ 地域ケアの取組を、地域福祉トータルケア推進事業による活動の一部と位置づけ、関連したものとして推進する。
 - ・ 地域におけるインフォーマルサービス*について、情報を把握するとともに、市町村社協の事業とすべきものについては事業化(住民を担い手とする活動のシステム化を含む。)する。 ※ 法・制度に基づかない形で提供されるサービス
 - ・ サービスを必要とする者に対して情報提供し、サービス利用に結び付ける。

② 情報の共有化への協力

- 取組例** ・ 市町村社会福祉協議会が保有している要援護者名簿、市町村が保有している災害時要援護者名簿を、個人情報保護に留意した上で一本化し、関係者間で情報を共有する。
- ・ 情報の更新、更新後の情報提供について、ルール化する。